

(案)

第4次地域管理経営計画書
第4次国有林野施業実施計画書

(一ツ瀬川森林計画区)

(第3次変更計画)

計画期間

自	平成24年4月	1日
至	平成29年3月	31日

(平成27年3月変更)

九州森林管理局

(案)

第4次地域管理経営計画書

(一ツ瀬川森林計画区)

(第3次変更計画)

計画期間

自	平成24年4月	1日
至	平成29年3月	31日

(平成27年3月変更)

九州森林管理局

地域管理経営計画の変更について

[変更理由]

健全な森林の造成、地球温暖化防止、多様な森林の造成等の観点から、森林整備のための効率的な主・間伐の推進並びに国有林野のその多様で豊かな自然環境、森林・林業に関する知識と経験を備えた人材等を活用し、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等を推進するため、新たに「ふれあいの森」の設定及びそれに伴う機能類型の変更を行うため、管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第8項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成27年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成24年3月策定、平成25年3月変更、平成26年3月変更、計画期間：平成24年4月1日～平成29年3月31日）の変更内容

- (1) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項 ⑤ 水源涵養^{かん}タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養^{かん}タイプに関する事項」を上記理由により変更する。
- (2) 「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「(4) 主要事業の実施に関する事項」の「①伐採総量 ②更新総量 ③保育総量」を上記理由により変更する。
- (3) 「6 国民の参加による森林の整備に関する事項」の「(3) その他必要な事項」を上記理由により変更する。

目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	1
③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他 森林空間利用タイプに関する事項	1
⑤ 水源涵養 ^{かん} タイプにおける管理経営の指針その他水源 涵養 ^{かん} タイプに関する事項	1
(4) 主要事業の実施に関する事項	1
① 伐採総量	1
② 更新総量	2
③ 保育総量	2
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	2
(3) その他必要な事項	2

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプの面積

(単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面 積	<u>221</u>	123

⑤ 水源涵養^{かん}タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養^{かん}タイプに関する事項

水源涵養^{かん}タイプの面積

(単位：ha)

区 分	水源涵養 ^{かん} タイプ
面 積	<u>18,680</u>

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
本計画	<u>194,000</u>	<u>394,000</u> <u>(3,206)</u>	<u>588,000</u>
前計画	80,000	375,500 (3,304)	455,500

注：（ ）は、間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本計画	<u>435</u>	11	<u>446</u>
前計画	199	—	199

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切	除 伐	枝 打	ぼう芽整理
本計画	<u>868</u>	<u>155</u>	<u>398</u>	—	4
前計画	945	228	521	—	—

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(3) その他必要な事項

名称	面積 (ha)	位置 (林小班)
<u>ふれあいの森</u>	<u>13.40</u>	<u>287い、ろ、は、に、ほ、ち、り</u>

(案)

第4次国有林野施業実施計画書

(一ツ瀬川森林計画区)

(第3次変更計画)

計画期間

自	平成24年4月	1日
至	平成29年3月	31日

(平成27年3月変更)

九州森林管理局

国有林野施業実施計画の変更について

[変更理由]

健全な森林の造成、地球温暖化防止、多様な森林の造成等の観点から、森林整備のための効率的な主・間伐を促進すること並びに「ふれあいの森」の協定が締結されたことから、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成27年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成24年3月策定、平成25年3月変更、平成26年3月変更、計画期間：平成24年4月1日～平成29年3月31日）の変更内容

- (1) 「2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量」の「(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等、(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積、(4) 伐採総量、(5) 更新総量、(6) 保育総量」を上記理由により変更する。
- (2) 「8 その他必要な事項」の「(2) フィールドの提供」を上記理由により変更する。

目 次

2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等	1
	(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積	2
	(4) 伐採総量	3
	(5) 更新総量	4
	(6) 保育総量	4
8	その他必要な事項	5
	(2) フィールドの提供	5

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等

(単位：ha)

施業群		面積	取扱いの内容	伐期齢等
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	5,346.13	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	スギ 40～60 ヒノキ45～70
	スギ長伐期	3,321.27	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	70～100
	ヒノキ長伐期	3,972.99	同上	80～120
	アカマツ長伐期	126.22	同上	80
	ケヤキ長伐期	21.32	同上	150
	その他人工林	28.67	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	60上
	保護樹帯	1,891.25	被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	577.62	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	短期型 80 長期型 100
	天然林長伐期	119.61	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	2,776.92	伐採箇所の縮小、分散化による択伐及び皆伐を行う	35上
	しいたけ原木	118.33	皆伐1回目以降は、ぼう芽更新を行う	15
施業群設定外		1.06		
合計		18,301.39		

注 スギ・ヒノキ普通伐期のスギ40～60年、ヒノキ45～70年及びスギ長伐期70～100年、ヒノキ長伐期80～120年は、地域管理経営計画の経常樹立年度において逐次、それぞれ60年、70年、100年、120年伐期に移行させることを含む。

(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積

(単位：ha)

施業群	上限伐採面積
スギ・ヒノキ普通伐期	<u>381</u>
スギ長伐期	<u>166</u>
ヒノキ長伐期	165
アカマツ長伐期	7
その他人工林	2
保護樹帯	157
スギ・ヒノキ複層林	57
天然林長伐期	5
天然林広葉樹	<u>396</u>
しいたけ原木	39

(4) 伐採総量

(単位：m³、ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
山地災害防止タイプ	1,402	<u>14,213</u> (121)	<u>15,615</u>				
自然維持タイプ	—	194 (3)	194				
森林空間利用タイプ	—	<u>361</u> (2)	<u>361</u>				
快適環境形成タイプ	—	—	—				
水 源 涵 養 タ イ プ	スギ・ヒノキ普通伐期	<u>157,506</u>	<u>90,102</u>	<u>247,608</u>			
	スギ長伐期	<u>4,957</u>	<u>124,152</u>	<u>129,109</u>			
	ヒノキ長伐期	<u>3,502</u>	<u>123,787</u>	<u>127,289</u>			
	アカマツ長伐期	3,336	498	3,834			
	スギ・ヒノキ複層林	21,255	<u>21,487</u>	<u>42,742</u>			
	天然林長伐期	—	—	—			
	しいたけ原木	1,577	—	1,577			
	計	<u>192,133</u>	<u>360,026</u> (3,080)	<u>552,159</u>			
合 計	<u>193,535</u>	<u>374,794</u> (3,206)	<u>568,329</u>	<u>19,671</u>	<u>588,000</u>	—	<u>588,000</u>
年 平 均	<u>54,990</u>	<u>75,995</u> (617)	<u>130,985</u>	<u>4,015</u>	<u>135,000</u>	—	<u>135,000</u>

注1：()は、間伐面積である。

注2：年平均については、増加した量を残計画年数で除し、従前の年平均に加えて記載した。

(再掲) 市町村別内訳

(単位 : m3)

市町村名	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
西都市	<u>70,615</u>	<u>145,863</u>	<u>216,478</u>				
西米良村	—	8,629	8,629				
木城町	<u>58,208</u>	<u>116,408</u>	<u>174,616</u>				
川南町	<u>18,720</u>	<u>33,782</u>	<u>52,502</u>				
都農町	<u>45,992</u>	<u>70,112</u>	<u>116,104</u>				

(5) 更新総量

(単位 : ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 タイプ	合 計
人工 造林	単層林 成	—	—	—	—	<u>281.89</u>	<u>281.89</u>
	複層林 成	5.50	—	—	—	<u>147.66</u>	<u>153.16</u>
	計	5.50	—	—	—	<u>429.55</u>	<u>435.05</u>
天然 更新	天然下種 第1類	—	—	—	—	—	—
	天然下種 第2類	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽	—	—	—	—	10.89	10.89
	計	—	—	—	—	10.89	10.89
合 計		5.50	—	—	—	<u>440.44</u>	<u>445.94</u>

(6) 保育総量

(単位 : ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 タイプ	合 計
保 育	下 刈	3.30	—	—	—	<u>865.12</u>	<u>868.42</u>
	つる切	—	—	—	—	<u>154.92</u>	<u>154.92</u>
	除 伐	<u>2.95</u>	—	—	—	<u>395.22</u>	<u>398.17</u>
	枝 打	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽整理	—	—	—	—	4.36	4.36
	計	<u>6.25</u>	—	—	—	<u>1,419.62</u>	<u>1,425.87</u>

8 その他必要な事項

(2) フィールドの提供

対象地（林小班）	設定の目的	備考
243い	遊々の森	児湯郡木城町 平成26年1月協定
<u>287い、ろ、は、に、ほ、ち、り</u>	<u>ふれあいの森</u>	<u>平成26年8月協定</u> 駄留地区鳥獣被害対策協議会